

いしかわ県民文化振興基金 令和7年度

「文化団体活動再開支援事業」・「文化団体交流・共演事業」 募集要項

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、能登の文化団体の活動再開に向けた取り組みや、能登の文化団体と交流・共演する文化事業を支援します。

助成を希望される団体は、本募集要項に基づき、ご応募ください。

<制度のポイント>

能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえ、能登の文化団体を支援する2つのメニューを創設

1. 文化団体活動再開支援事業

令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨の影響により、活動を休止・縮小している文化団体が、活動再開に向けて、会員を募るための体験会や、発表会・展示会等を開催する事業を支援します。

助成額：最大25万円（助成率10/10）

助成対象経費：用具の購入・修繕費、体験会の材料費、会場費、会場設営費など

※助成は1団体につき1回限り

2. 文化団体交流・共演事業

県内の文化団体が、練習や発表場所が確保できないなど、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨の影響を受けている文化団体とともに、合同練習等を経て、発表会・展示会等を開催する事業を支援します。

助成額：最大50万円（助成率10/10）

助成対象経費：会場費、会場設営費、交流・共演団体の交通費（バス借上費等）・宿泊費など

※助成は1団体につき1回限り

応募にあたって注意する点

- 認定にあたっては書類審査のみとなりますので、わかりやすい応募資料の作成を心がけてください。
- 応募様式の作成にあたっては、必ず下記についてご確認の上、応募してください。

1 営利団体や文化施設の経営団体は、本制度の対象外団体です

営利を目的とする団体や、文化施設の経営を目的とする団体は応募できません。また、文化活動以外の主たる活動を行う団体(観光団体、商業団体、教育機関等)も対象外です。

なお、実行委員会等にこれらの団体が構成団体の一つとして参加することは問題ありません(ただし、中心団体とはなれません)

2 団体の管理運営経費は助成の対象外経費です

助成団体の通常の団体運営に係る経費(人件費・交通費を含む)は対象外の経費であり、かつ「収支予算書」にも記載することができません。

<多く見られる誤り>

- ・飲食費(パーティー、打ち上げ等)、パソコン・事務用品など他の用途でも使えるような物品は対象外

① 応募期間

令和7年4月1日（火）以降、随時申請を受け付けます。

※原則、電子データによる提出（郵送も可）、提出後に電話でご連絡ください
（076-225-1371）

② 助成対象事業の実施期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

③ 助成対象団体

次の要件を全て満たす文化活動団体を対象とします。

※助成は1団体につき1回限り

- （1）石川県内に住所または活動の本拠を置いていること
- （2）一定の規約等を持ち、代表者が明らかであること
- （3）会計経理が明確であること
- （4）令和7年4月1日現在で、満3年以上の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること
- （5）実行委員会等、臨時的に組織される団体の場合は、その主な構成団体（中心団体）が上記（1）～（4）の要件を満たすこと

ただし、次のいずれかに該当する団体は対象外となります。

- （1）地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体
- （2）文化施設の経営を目的とする団体
- （3）文化活動以外の主たる活動を行う団体
- （4）専ら営利を目的とする団体（株式会社等の営利法人）
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者がいる団体

④ 助成事業の区分

1 文化団体活動再開支援事業

令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨の影響により、用具の破損や会員離れ等で活動を休止・縮小している文化団体が行う、会員を募るための体験会や、発表会・展示会等を開催する文化活動事業について助成します。

- （例）
- ・会員離れにより活動を休止している〇〇協会が、会員を募るための体験会を開催
 - ・用具の破損で活動を休止している〇〇協会が、用具を修理し、発表会を開催
 - ・活動を再開したものの、練習しかできていない〇〇協会が、地震後初めてとなる発表会を開催

2 文化団体交流・共演事業

県内の文化団体が、練習や発表場所が確保できないなど、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨の影響を受けている文化団体とともに、合同練習等を経て、発表会・展示会等を開催する文化活動事業について助成します。

- (例) ・〇〇市文化協会が、ホール等が使えず発表機会がない能登の文化団体を招いて、金沢市内のホールで、合同練習、合同演奏会を開催
- ・展示会場が使えない能登の文化団体とともに、相手団体を特集・紹介するコーナーを設けた展覧会を開催

⑤ 助成対象事業

次の要件を全て満たす事業を対象とします。

1 文化団体活動再開支援事業

- (1) 令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨による影響により、用具の破損や会員離れ等で活動を休止・縮小している文化団体が石川県内で実施する文化活動事業
- (2) 会員を募るための一般参加型の体験会や、発表会・展示会等を開催するもの（一般に公開するもの）
- ※会場は公民館等の小規模な会場でも可。他団体が主催するイベントに参加するものでも可

2 文化団体交流・共演事業

- (1) 文化団体が石川県内において実施する文化活動事業
- (2) 令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨による影響を受けている文化団体と交流・共演する文化活動事業
- ※合同練習等を経て、演奏会・展示会等を開催するもの
- ※双方の会員の概ね半数以上が参加するもの
- ただし、次に該当する事業は対象外
- ① 支部間のみでの交流を行う事業
 - ② 講演会など観客としての参加交流を目的とする事業
 - ③ 配信や機関誌の紙面上など実在する会場での交流・共演がない事業
 - ④ 発表会場が能登であるもの（合同練習場所は能登でも可）

※本制度の助成対象となる文化活動事業とは、次頁の「助成対象となる文化活動の分野」で記載する、音楽、美術といった文化活動について、鑑賞するのではなく、文化団体自ら、もしくは参加者が、表現や創作、体験などを行うものです。（例外的に、表現活動を伴う文化イベントを企画・総合調整を行う場合でも、当該文化イベントが、県内の文化団体や文化の担い手の活動活性化に寄与する内容であれば可）

ただし、上記1、2の事業ともに、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- (1) 専ら営利を目的とするもの

- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の会員のみに限られるもの
- (4) 学校のクラブ活動その他学校教育に関するもの
- (5) 寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とするもの
- (6) 当該事業の実施に必要な経費のうち、基金の助成金を除く額（自己負担額）を調達できる見込みがないもの
- (7) 当該事業について、石川県補助金又はこれに準じた助成金等（石川県が出資した団体からの助成金等）を受けているもの

⑥ 助成対象となる文化活動の分野

芸術	文学、音楽、美術、デザイン、写真、演劇、歌劇、舞踊、メディア芸術（アニメ、マンガ等）等
伝統芸能	能楽、邦楽、日本舞踊等
伝統工芸	輪島塗、山中漆器、加賀友禅、九谷焼、金沢箔等
食文化	地域独自の食材、地酒、発酵食品、調理法等
生活文化等	茶道、華道、書道、和装文化
芸能	歌唱、民謡
国民的娯楽	囲碁、将棋
ふるさと文化	地域固有の文化
文化全般	文化祭・芸能祭、文化講座、総合体験等

上記にないものについては、対象となるかお問い合わせください。

⑦ 助成金の額

- 1 助成率・ **文化団体活動再開支援事業**
 助成限度額 ・ 上限25万円（助成率：助成対象経費の 10分の10以内の額）
 ※助成額は下記①～③のいずれか小さい額（千円未満切り捨て）
- ① 25万円
 - ② 助成対象経費
 - ③ 事業費（助成対象経費＋助成対象外経費）から事業収入[※]を除いた額

文化団体交流・共演事業

- ・ 上限50万円（助成率：助成対象経費の 10分の10以内の額）
- ※助成額は下記①～③のいずれか小さい額（千円未満切り捨て）
- ① 50万円
- ② 助成対象経費
- ③ 事業費（助成対象経費＋助成対象外経費）から事業収入[※]を除いた額

※ 事業収入：入場料、協賛金、寄附金、広告料収入、県以外からの補助金・助成金など

2 助成金の交付 上記により算出した助成額を、実績報告後に交付します。

⑧ 助成対象経費

文化団体活動再開支援事業

項目	細目	内 容
出演・音楽・文芸費	出演料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料 等
	音楽費	作曲・編曲料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、著作権使用料 等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣装デザイン料、各種助手料、脚本料、訳詞料、著作権使用料 等
舞台・会場・設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、照明費、音響費、機材借料 等
	会場費	会場使用料、設備使用料、会場設営費、撤去費 等
	運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費
賃金・旅費・宣伝費等	謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、講師謝金、会場整理員謝金、警備謝金 等
	旅費	交通費、宿泊費
	通信費	郵送料
	宣伝費	入場券販売手数料、広告宣伝費、看板費 等
	印刷費	チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、印刷製本費 等
	記録費	録画費、録音費、写真費 等
その他	保険料	催事保険料 等
	修理・新調費	用具の修理・新調費（経年劣化によるものを除く）
	その他	その他 ※判断が難しいものについてはご相談ください

※修理・新調費を行う場合は、地震による被害状況が分かる写真の添付が必要。

応募する事業に伴う経費であっても、次に掲げる経費は対象外とします。

収支予算書に記載できる助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金など） ○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料 ○レセプション・パーティ、打ち上げ、飲食等に係る経費 ○土産代 ○商品券等の金券 ○会員や親族が経営する会社との取引に要する経費 ○事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出にかかる費用（外部委託（会員外の税理士に委託する場合等））
収支予算書に記載できない助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の団体運営に係る経費（事務所運営費、団体役員・職員・会員の人件費・交通費、団体役員・職員・会員が審査員・講師等である場合の謝金・交通費、雑費など） ○汎用性のある備品（事務機器、事務用品、消耗品など）の購入費

	<ul style="list-style-type: none"> ○電話代、インターネット利用料金等の通信費 ○ホームページ等の保守費用 ○振込手数料及び両替手数料 ○行政機関に支払う手数料 ○収入印紙 ○領収書の用意ができないなど、支出の証明ができない経費 ○社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
--	---

文化団体交流・共演事業

舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、照明費、音響費、機材借料 等
	会場費	会場使用料、設備使用料、会場設営費、撤去費 等
	運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費
旅費・ 宣伝費等	旅費	交流・共演する文化団体の交通費（バス借上費、レンタカー代等）・宿泊費 ※自家用車者による移動費（燃料代等）は対象外 ※宿泊費は一人あたり一泊1万円が助成上限額
	宣伝費	入場券販売手数料、広告宣伝費、看板費 等
	印刷費	チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、印刷製本費 等

応募する事業に伴う経費であっても、次に掲げる経費は対象外とします。

収支予算書に記載できる助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○出演料、音楽費、文芸費、旅費（交流・共演する文化団体の交通費以外）、謝金、通信費、記録費、保険料 ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金など） ○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料 ○レセプション・パーティ、打ち上げ、飲食等に係る経費 ○土産代 ○商品券等の金券 ○会員や親族が経営する会社との取引に要する経費 ○事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出にかかる費用（外部委託（会員外の税理士に委託する場合等））
収支予算書に記載できない助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の団体運営に係る経費（事務所運営費、団体役員・職員・会員の人件費・交通費、団体役員・職員・会員が審査員・講師等である場合の謝金・交通費、雑費など） ○汎用性のある備品（事務機器、事務用品、消耗品など）の購入費 ○電話代、インターネット利用料金等の通信費 ○ホームページ等の保守費用 ○振込手数料及び両替手数料 ○行政機関に支払う手数料 ○収入印紙 ○領収書の用意ができないなど、支出の証明ができない経費

⑨ 申請方法

- 1 提出書類 (1) 事業計画書
(2) 事業実施計画書
(3) 収支予算書
(4) 団体概要調書(団体規約、役員名簿を添付)
(5) その他、団体の活動内容や実績等が分かる資料

☆様式(記入例含む)は下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/noto_bunka.html



- 2 提出方法 電子メール(郵送も可)

- 3 提出先 Mail bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp

電子メールで送付いただいた場合は、メール送付後、事務局までお電話
ください(TEL:076-225-1371)

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化振興課内
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

⑩ 審査方法・審査結果

(1) 審査方法

提出書類をもとに、下記の観点などから事業内容を審査し、採択を決定します。

【審査の主な観点】

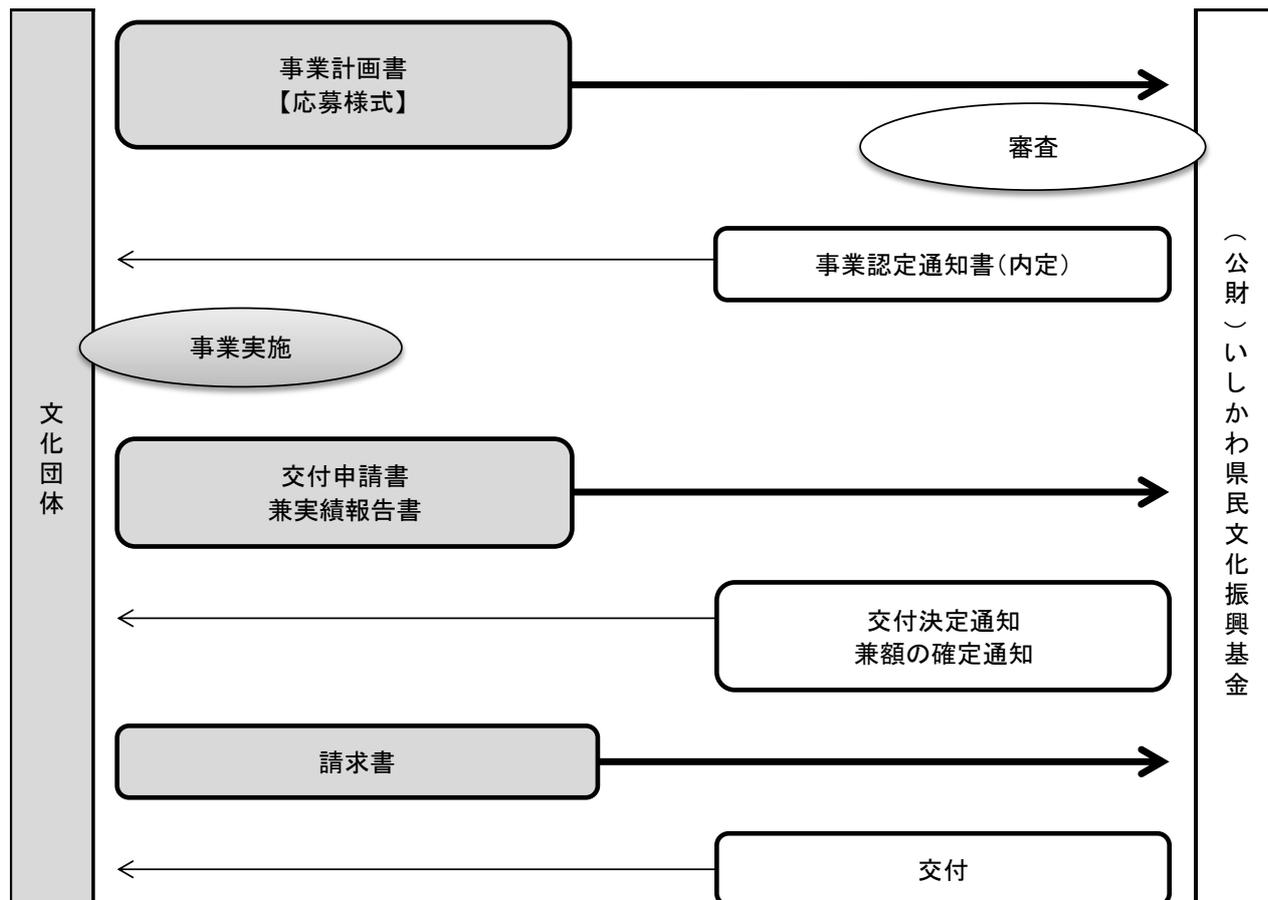
- ①具体性・実現可能性 : 目的、内容が明確・具体的で、事業計画、収支計画は無理や無駄のない内容か
②継続性・発展性 : 事業の実施を機に、文化活動の再開や活性化、継続的な活動などにつながるか

(2) 審査結果

審査結果は、採否にかかわらず事業計画提出の1か月以内を目途に書面により通知します

※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

⑪ 申請手続き等の流れ



- 認定を受けた助成事業については、事業実施後に「交付申請書兼実績報告書」を提出していただき、実施状況等について確認させていただいた上で交付決定～交付（支払い）となります。

※「交付申請書兼実績報告」には、領収書、記録写真、チラシやポスターなどの添付が必要です。

⑫ 助成を受ける旨の表記等

- 助成が決定した事業については、当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に、本基金の助成を受ける事業である旨を必ず明記してください。印刷スケジュールの都合により表示が難しい場合についても、ホームページや看板等にて表示を行ってください。
（表示例：「助成：公益財団法人いしかわ県民文化振興基金」、ロゴマーク）

⑬ 留意事項

- 必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- 提出した書類は、必ず写しをとり保管してください。
- 助成を受けた団体に対しては、当基金から事業期間中又は事業実施後にアンケート等をお願いする予定ですので、その際にご協力ください。
- 助成を受けた団体は、当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類を会計帳簿とともに、**事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。**必要に応じて、（公財）いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の状況・実績等を調査する場合があります。
- その他、この募集要項に定めのない事項は「文化団体活動再開支援事業助成金交付要綱」及び「文化団体交流・共演事業助成金交付要綱」に従います。また、申請等の手続きに当たっては、「令和

7年度文化団体活動再開支援事業／文化団体交流・共演事業 Q&A」も参考としてください。
☆「令和7年度文化団体活動再開支援事業／文化団体交流・共演事業 Q&A」は下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/ното_bunka.html

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化観光スポーツ部文化振興課内
TEL 076-225-1371 FAX 076-225-1496
E-mail bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp